

(第51号議案)

中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例等の一部を改正する条例について

1 主務大臣の変更に伴う改正

(1) 改正の趣旨

こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）等の施行に伴い、国の定める「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号、以下「通所基準省令」という。）及び「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第16号、以下「入所基準省令」という。）が改正され、主務大臣が「厚生労働大臣」から「こども家庭庁長官」に変わった。

これに伴い「中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（令和3年中野区条例第43号）及び「中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（令和3年中野区条例第44号）についても、主務大臣に関する規定中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(2) 新旧対照表

中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
目次（略）	目次（略）
第1章（略）	第1章（略）
第2章 児童発達支援	第2章 児童発達支援
第1節（略）	第1節（略）
第2節 人員に関する基準 （従業者の配置の基準）	第2節 人員に関する基準 （従業者の配置の基準）
第6条（略）	第6条（略）
2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器によ	2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器によ

<p>る呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他<u>こども家庭庁</u>長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ規則で定める基準により置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条~第9条 (略)</p> <p> 第3節~第6節 (略)</p> <p> 第3章~第8章 (略)</p> <p> 附 則 (略)</p>	<p>る呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他<u>厚生労働大臣</u>が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ規則で定める基準により置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条~第9条 (略)</p> <p> 第3節~第6節 (略)</p> <p> 第3章~第8章 (略)</p> <p> 附 則 (略)</p>
---	---

中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p> 第1章 (略)</p> <p> 第2章 指定福祉型障害児入所施設</p> <p> 第1節・第2節 (略)</p> <p> 第3節 運営に関する基準</p> <p>第7条~第31条 (略)</p> <p> (給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第32条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る<u>こども家庭庁</u>長官が定める給付金(以下この条において単に「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>第33条~第53条 (略)</p> <p> 第3章・第4章 (略)</p> <p> 附 則 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p> 第1章 (略)</p> <p> 第2章 指定福祉型障害児入所施設</p> <p> 第1節・第2節 (略)</p> <p> 第3節 運営に関する基準</p> <p>第7条~第31条 (略)</p> <p> (給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第32条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る<u>厚生労働大臣</u>が定める給付金(以下この条において単に「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>第33条~第53条 (略)</p> <p> 第3章・第4章 (略)</p> <p> 附 則 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 官報原稿の過誤訂正による改正

(1) 改正の趣旨

令和4年11月30日に国が公布した、通所基準省令及び入所基準省令の改正に係る官報原稿に一部誤りのあったことが、令和5年3月17日付官報で示され、同省令の附則の条文中、準用する場合を含む旨の記載が脱落していたことが判明した。

これに伴い、令和5年3月20日に公布した「中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」（令和5年中野区条例第13号）及び「中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」（令和5年中野区条例第14号）を改正し、それらの附則についても、準用する場合を含む旨の規定を加える。

(2) 新旧対照表

中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年中野区条例第13号）新旧対照表

改正案	現行
<p>中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和3年中野区条例第43号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（次のよう省略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第42条の2（<u>第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用については、同条第1項中「<u>講じなければ</u>」とあるのは「<u>講ずるよう努めなければ</u>」と、同条第2項中「<u>実施しなければ</u>」とあるのは「<u>実施するよう努めなければ</u>」と、同条第3項中「<u>周知しなければ</u>」とあるのは「<u>周知するよう努めなければ</u>」とする。</p> <p>3 改正後の第42条の3第2項（<u>第60条、第64条、第78条、第85条、第86条及び第90条において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規</p>	<p>中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和3年中野区条例第43号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（次のよう省略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第42条の2の規定の適用については、同条第1項中「<u>講じなければ</u>」とあるのは「<u>講ずるよう努めなければ</u>」と、同条第2項中「<u>実施しなければ</u>」とあるのは「<u>実施するよう努めなければ</u>」と、同条第3項中「<u>周知しなければ</u>」とあるのは「<u>周知するよう努めなければ</u>」とする。</p> <p>3 改正後の第42条の3第2項の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え</p>

定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

ること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年中野区条例第14号）新旧対照表

改正案	現行
<p>中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和3年中野区条例第44号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（次のよう省略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第39条の2（第59条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。</p>	<p>中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和3年中野区条例第44号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（次のよう省略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第39条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。